



議案第四十一号

第二次農業構造改善事業吉田地区かんがい施設事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり第二次農業構造改善事業吉田地区かんがい施設事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名 第二次農業構造改善事業かんがい施設事業
吉田地区かんがい施設工事
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字吉田・片柴及び坂本地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三十パーセント以内を受益者に面積割
で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日から昭和五十五年三月
三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町
条例第十八号）の例による。